

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

雫石町長 猿子 恵久

市町村名 (市町村コード)	雫石町 (03301)
地域名 (地域内農業集落名)	鶯宿・南畑地区 (鶯宿、馬場、大村、男助、赤滝、外柵沢、柵沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業者の高齢化・担い手不足が進行しており、担い手不足及び遊休農地のさらなる増加が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・主要作目としては、水稻を中心にそばや大豆などの土地利用型作物や野菜、花きなどの高収益作物に加え、飼料作物の生産を継続して行いながら、それぞれの作目について、さらなる効率化を図り、経営安定を図る。
・農業者や労働力の確保に加え、スマート農業など農業の省力化、効率化を図る。
・農地集積・集約化のさらなる推進を行うとともに農業用機械等の共同利用の推進を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	549 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	549 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域内の農地を対象とし、担い手の意向や周辺農地の状況等を踏まえて地域内の農地の活用を促進する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し、地域内の認定農業者を中心とした将来の担い手への集積を基本とし、さらに経営体間の話し合いを基に集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構の活用を推進し、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・大規模基盤整備事業の予定はないが、耕作条件改善事業や小規模基盤整備の導入を踏まえ、部分的な耕作条件の改善を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・町、農業委員会、JA、土地改良区、普及センターとの連携により、多様な経営体を担い手候補として、農業後継者の確保・育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農作業委託や機械利用組合、防除組合等の活用などにより、農作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害を防止するため、地域内での情報共有を図るとともに、地域ぐるみでの防護柵の設置や捕獲人材の確保などに連携して取り組む。
- ②土壌診断に基づく減肥料と併せて、段階的に減農薬、有機への取り組みを推進する。
- ③農作業の効率化、労働負担の軽減を図るため、スマート農業の導入を図る。
- ⑦多面的機能支払制度等の活用により、農村環境の維持・保全に取り組む。